千葉県
行政書士会

東葛支部だより

令和５年７月号
第 134 号(夏季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部　千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803
ホームページ：https://www.tohkatsu-gyosei.jp
発行人：伊佐 智　　編集者：岩本章子　大鐘真吾　半田直子　岡本鷹幸

東葛支部支部長挨拶　伊佐　智

三期目を務めさせていただく事となりました野田地区の伊佐 智です。皆様方には平素より支部並びに政治連盟の運営に多大なるご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。５月８日から新型コロナウィルスの感染症法上の位置づけが５類となったこともあり、世の中には開放感が広がってきているようです。当支部でも定時総会後の懇親会を再開させていただき、多くの皆様にご参加いただくことができました。会員間の交流は組織の健全な成長に欠かすことができないものです。今後も皆様が参加したいと思える事業運営を心掛けて参ります。

■「相続土地国庫帰属制度」について

本年４月からスタートした相続土地国庫帰属制度は、望まずに相続した土地を、負担金を支払って国庫に帰属させることを可能とする制度です。これにより所有者不明土地の発生を抑える効果があるとされています。申請先は法務局で、申請書類の作成代行ができる専門職は、弁護士、司法書士、行政書士に限られています。私たち行政書士に、法務局へ提出する申請書類の作成が認められたのは、日本行政書士会連合会と日本行政書士政治連盟の働きかけが実を結んだ結果です。コロナ関連の支援金等における登録確認機関としての活動や、マイナンバーカード普及事業において、国民に寄り添う資格者として結果を残してきた私たちが、今回も相続土地国庫帰属の承認申請書の作成に積極的に関わることが、更なる業務拡大の足掛かりになるものと考えます。

東葛支部といたしましては、地区内の関係部署を訪問し、市民から相続土地国庫帰属制度に関連する相談が来た場合は、行政書士が対応できるということを積極的にアピールして参りますので、会員の皆様におかれましては、行政書士の新たな実績作りのためにも、本制度についての積極的なお取り組みにご協力をお願いいたします。

（東葛支部支部長　伊佐智）

新役員の紹介

総務部

総務部長：大澤康人

部員：久保啓二、青木隆一、根本ゆかり

今期も引き続き副支部長を拝命いたしました野田地区の大澤康人です。今後２年間どうぞよろしくお願い致します。

前期までの２期４年間は親睦部を担当してまいりました。まずは４年間の支部の親睦活動へのご協力に心より御礼を申し上げます。

今期は、羽田前総務部長より引き継ぎを受け、青木隆一先生、久保啓二先生、根本ゆかり先生と総務部を担当させていただきます。

総務部の担当業務は、「総会、役員会、新年賀詞交歓会、行政書士試験協力、その他、他の部において所掌しない一切の業務」となっております。まずはこれまでの支部の伝統を今一度振り返り、長く続けられている各事業を着実に実施できるように努めてまいります。各事業とも、広く支部の皆様のご協力が必要なものです。皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い致します。

（総務部長　大澤康人）

市民相談部

市民談部長：橋本榮

部員：小島卓哉、嶽﨑眞里子、佐藤直子

令和５年度東葛支部定時総会で副支部長就任をご承認いただき、今般市民相談部長の任を賜りました柏地区の橋本榮です。

過去２期４年間親睦部員として活動してきましたが、またこれからの２年間、違った視点で従来の部員の小島卓哉先生、嶽﨑眞里子先生に新たに加わる佐藤直子先生の３名と共に会務を担わせて頂きます。

市民相談部の役割は他部とは少々異なり地域市民への相談会開催や行政等官公署訪問など外向けの支部事業が中心となります。また昨今の行政文書の電子化の流れや４月施行の相続土地国庫帰属制度など社会の動きへの的確な対応も大切な役目です。

支部会員皆さまのご支援ご協力があってこそ果たすことのできる部の役割かと存じます。

前任の岩本部長はじめ多くの先輩の先生方が長年築き上げてこられた道筋に沿って、これからも東葛地域の市民・行政と支部会員先生方とを結ぶ梯（かけはし）の役目をしっかりと果たしてまいります。

部員一同、精一杯頑張りますので各先生方のご支援ご協力を切に宜しくお願いいたします。

（市民相談部長　橋本榮）

研修部

研修部長：西中慶一

部員：永木良一、髙橋恒夫、三浦美佐子

令和３年度・４年度に引き続き、東葛支部副支部長職を預かることを支部定時総会にてご承認いただき、また研修部長を仰せつかりました柏地区の西中慶一と申します。幹事としての支部の関わりも７年目を迎えることになりますが、だからこそ支部活動への思いと責任感を持ってさらに２年間、務めさせていただきたいと思います。メンバーとしては永木良一先生、髙橋恒夫先生、三浦美佐子先生と私との４人の体制にて、主に支部研修の実施、業務研究会の活性化に力を入れてまいりたいと思います。

コロナ禍を乗り越え、日ごろの業務面においてはもちろん、世間の流れも爆速で変化が進む時代を迎えております。私たち自身もそうした変化に一つ一つ対応しながらも着実な一歩を歩んでいく必要があります。そうした変化に対応しうる研修、各種行政書士業務における基礎的研

修、業務研究会とコラボを図ったより高度な研修の実施に努めていくことで会員の皆様の日々の業務に何か１つでも貢献できるよう努めてまいります。また各業務研究会の運営がより一層スムーズなものとなるよう、サポートをしてまいりたいと思います。

皆様からの率直なご意見、ご協力を賜りながら、これから２年間研修部員一同邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（研修部長　西中慶一）

親睦部

親睦部長：イサニ友子

部員：湯澤国彦、本田恵、荒井博明

本年度の親睦部長を務めることになりました松戸地区のイサニ友子です。どうぞよろしくお願い致します。

部員の湯澤国彦氏・本田恵氏・荒井博明氏の３名と共に、新旧会員の皆様方がご一緒に楽しんでいただけるイベントを考えてまいります。

コロナも５類となった今、東葛支部会員が「和気あいあいと交流を図れる場」を提供したいと思っております。

第１弾は、７月２９日（土）にＢＢＱ大会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

（親睦部長　イサニ友子）

広報部

広報部長：岩本章子

部員：大鐘真吾、半田直子、岡本鷹幸

令和５年度支部定時総会におきまして副支部長を拝命し、広報部を担当させていただく事になりました岩本章子と申します。

半田直子先生、大鐘真吾先生、岡本鷹幸先生と共に、これまで広報部をご担当されてきた先生方のノウハウを活かして、支部だよりやホームページ、メールマガジン等により支部活動や業務情報を適時にお伝えできるよう努めて参ります。

会員相互の交流を重視する伊佐支部長の方針を尊重し、会員の皆様が支部活動にご参加いただく契機になるような情報発信ができるよう心掛けて広報部の活動を行う所存でございます。

会員の皆様におかれましては、ご意見、ご要望等ございましたら、お寄せいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

（広報部長　岩本章子）

支部会員の動向

（令和５年５月末現在）

個人会員	４６６名
法人会員	７名
合　計	**４７３名**

会計

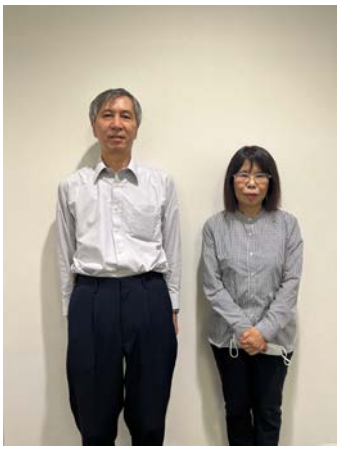

会計：麦倉顕子、福島光三

今年度は福島会員と共に会計を担当させて頂きます。

支部の大切なお金をお預かりするとういう重責ですが、正副支部長の指導協力のもと、正確・迅速な会計処理に務めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（会計幹事　麦倉顕子）

相続土地国庫帰属制度について

令和５年４月27日より相続土地国庫帰属制度（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律・令和三年法律第二十五号。以下「法」）が始まりました。

相続または相続人に対する遺贈によって望まない土地を取得した場合に、一定の要件を満たせば10年分の管理費相当額の負担金を納付することで国に引き渡すことができる制度です。

令和６年４月１日より開始される相続登記の申請義務化やこの制度で所有者不明土地問題の解決を図っていきます。

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が申請でき、却下要件（法第2条第3項各号）、不承認要件（法第5条第1項各号）に該当しない土地が対象です。

制度開始以前に相続した土地も申請

可能です。

【却下要件】（申請できない土地）

①建物がある土地

②抵当権など担保が付いている土地や地上権など使用する権利が設定されている土地

③通路、墓地など他人の使用が予定されている土地

④土壌が汚染されている土地

⑤境界が明らかでない土地や所有権や土地の範囲に争いがある土地

【不承認要件】（承認を受けられない土地）

①危険な崖がある土地

②管理の妨げになる工作物、樹木などが地上にある土地

③管理の妨げになる物が地下に埋まっている土地

④隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならない土地

⑤通常の管理・処分をするために追加の費用や労力がかかる土地

手続きの流れとしては、

①土地の所在地を管轄する法務局（本局）への事前相談（予約制）

②申請書の作成・提出

（業務として申請書の作成代行ができるのは弁護士、司法書士、行政書士に限られます。代理申請はできません。）

審査手数料は土地一筆あたり14,000円

③法務大臣（法務局）による要件審査

提出された書面を審査し、申請された土地に出向いて実地調査を行います。

④承認・負担金の通知

⑤負担金の納付

通知から30日以内に基本20万円を金融機関へ納付（期限内に納付しないと失効します。）

（法務局への納付はできません。）

⑥国庫帰属

負担金が納付されると国に土地の所有権が移転します。

（登記は国が実施します。）

都心に住んでいる相続人が地方の土地を取得する相続手続きで相談がくると予想されます。一定の要件や負担金もあるため、すぐに国への帰属が急増するとは限りませんが、この制度が所有者不明土地問題の一助となるよう相談者に提案していきたいと考えます。

（松戸地区　岡本 鷹幸）

南ちゃん先生一周忌追悼

南ちゃん先生とは、南條榮二郎行政書士のことである。享年７７歳でした。

南條行政書士とは、前職当時、3 日周期の宿直勤務を一緒に従事した仲間である。その関係で、私を追いかけて行政書士に登録したこと。松戸市に居を構えたこと。山形県米沢市出身のお医者さんの子息で、私と同県人であること。が、歳の差 5 つなのに、彼が亡くなるまで、親愛なる友でありました。

彼の両親は、彼より上の子供達を連れて、夢を膨らませ満州に渡りました。この事は、以前、本人が当「支部だより」に投稿したことで知りました。彼自身引き上げ時は１歳であったと言いますから、彼は、満州生まれです。引き上げ時には、５人の子供を誰一人欠かす事無く帰国したのです。その両親を彼は、誇りを持って語りました。終戦時引き上げの過酷さや苦労を認識するに及んで、５人の子供達を、一人も欠かさず引き上げると言うことは、歴史を知れば知るほど恐怖と緊張を覚えます。

彼は、素晴らしい勉強家で、再就職は、江戸川区の建設部監察官。暇を見て行政書士業務を身につけ登録しました。当支部の幹事から・千葉会の綱紀委員長。当時の、生活安全衛生業務部の次長等の役職を務めました。

各役職では、コンプライアンスの対応。仲間会員への擬律判断の教示や、ボデイガード的補佐など。脊柱管狭窄症を患っているのに、懸命に仕事をこなしました。

彼は、どうして私より早くに亡くなったのでしょう。「あんたは、太り過ぎだよ。」「そうなんだよ。空気だけでも肥るんだ。食事にも気をつけるんだが？」と、冗談を飛ばし、世界・日本の世情や普段の事件事故の解説を、30 分や１時間でも話して居たものです。

さらに、肺がんを併発しました。それでも、比較的元気に生活をしておりましたが、入退院を繰り返すようになりました。だが、二人のラブコールは続いておりました。

最後は、去年の３月初めに、コロナの状況を尋ねたところ、「今日は、自宅にいるので長電話でもいいよ。」の後、「俺より先に、死ぬんじゃねぇぞ。」「いや、葬儀委員長を頼むよ、」「馬鹿なことを言うな。」その後再入院。コールの１０日後、コロナの院内感染によると思われる逝去です。支部長からの、南ちゃんの逝去のお知らせに驚愕。

彼の逝去は、個人的にも、支部でも、千葉会でもたぐい希な行政書士を亡くしました。

友の死が、これ程残念で悔しく悲しいことはありません。

合　掌。

（千葉会 元監察部長　上野治夫）

□■編集後記□■

新体制になって初めて発行する支部だよりでした。

日頃撮る写真は猫とお花と建物ばかりで、ポートレートを撮ることがあまりないので、支部だより発行に際し、新役員の皆様の表情を写真に収めるのが殊の外難しいと感じました。

支部だよりを通して皆様の様々な表情をお届けできればと思っております。よろしくお願いいたします。

（広報部 岩本章子）